

投票日前でも期日前投票 又は不在者投票ができます。

●次のような事由に該当する場合には、期日前投票又は不在者投票ができます。

- ◎投票日当日、職務、業務、一定の用務に従事すると見込まれる場合
- ◎投票日当日、用務や事故のため、投票区の区域外に旅行又は滞在すると見込まれる場合
- ◎病気、ケガ、妊娠、出産等で、投票日当日、歩行困難であることが見込まれる場合

●期日前投票又は不在者投票の できる期間及び時間

選挙期日の公示(告示)日の翌日から投票日前日まで毎日、原則として午前8時30分～午後8時

●期日前投票のできる場所

住所地の市区町の期日前投票所

●不在者投票のできる場所

滞在地の市区町村選挙管理委員会、指定病院等

こんな場合が 無効になります。 気をつけて!

せっかくの投票もルールをはずれ
ると無効になります。

〈無効になる場合〉

- 所定の用紙を使わなかった。
- 候補者以外の氏名を書いた。
- 2人以上の氏名を書いた。
- 候補者の氏名のほか、それ以外のことを書いた(氏名の下に「へ」「さんへ」とついたり、「必勝」「当選」などと書いても無効。ただし、職業・身分・住所・敬称の類は例外)。
- 誰の氏名か確認できない。
- 白紙投票、いたずら書き。



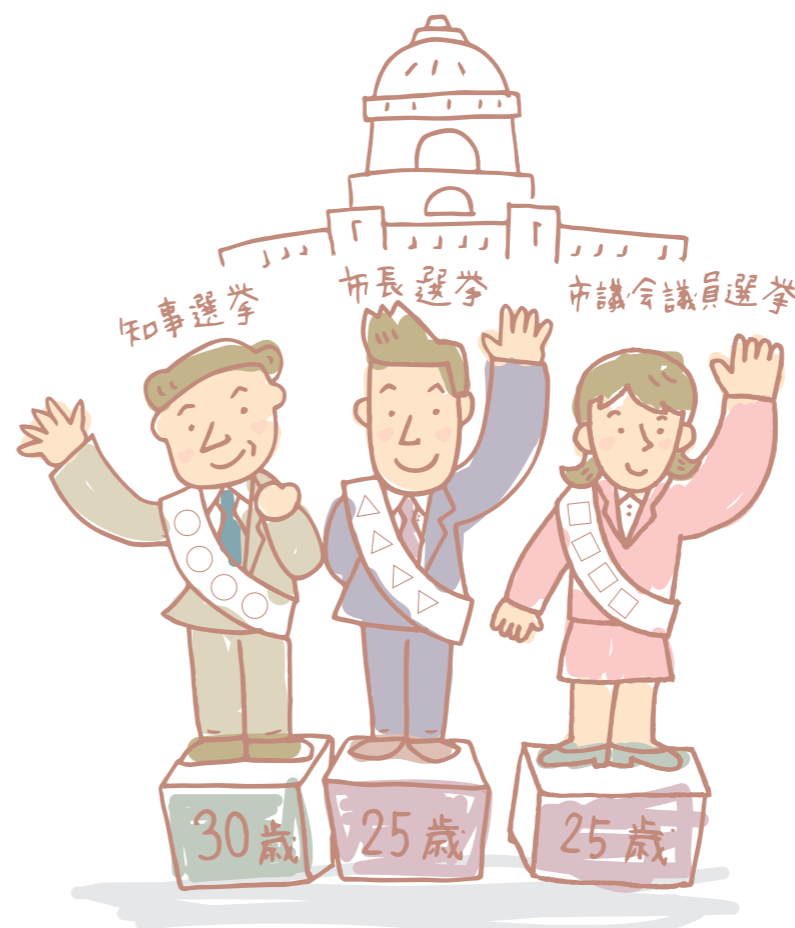
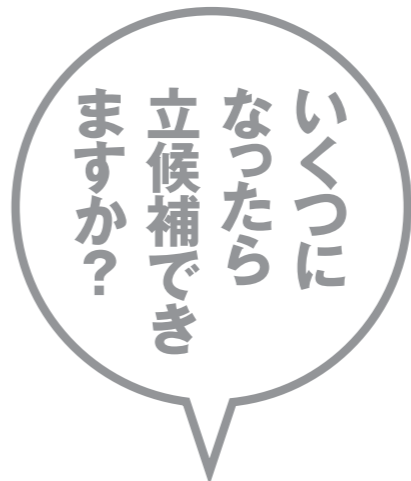
若手25歳の 市長誕生も夢ではない。

被選挙権とは選挙によって国や県、市町村の公職に選ばれる権利のことです。

●参議院議員・都道府県知事
満30歳以上の日本国民

●衆議院議員・市町村長
満25歳以上の日本国民

●都道府県・市町村議会議員
満25歳以上の日本国民で、
その選挙権を有する者



他県の知事、 市町村長選挙にも 立候補できる。

都道府県・市町村議会議員は住所も被選挙権の要件になっていますが、知事・市町村長はその土地に住所がなくてもよいことになっています。